

平成26年8月28日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 取締役社長 後藤高志
(コード番号：9024 東証一部)
問合せ先 取締役広報部長 西山隆一郎
(TEL. 04-2926-2645)

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の子会社である西武鉄道株式会社及び株式会社プリンスホテル(以下、この2社をあわせて「当該子会社」といいます。)は、平成17年(2005年)7月から同年10月にかけて、下記の訴訟の提起を受けました。

本日、東京高等裁判所より当該訴訟の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の一審被告の名称等

商 号	西武鉄道株式会社
本店所在地	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
代表者	取締役社長 若林久

商 号	株式会社プリンスホテル
本店所在地	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
代表者	取締役社長 小林正則

2. 当該訴訟の一審原告の名称等

法人名	所在地
企業年金連合会	東京都港区芝公園二丁目4番1号
国家公務員共済組合連合会	東京都千代田区九段南一丁目1番10号
地方公務員共済組合連合会	東京都港区赤坂八丁目5番26号
公立学校共済組合	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5
全国市町村職員共済組合連合会	東京都千代田区二番町2番地
地方職員共済組合	東京都千代田区平河町二丁目4番9号
警察共済組合	東京都千代田区三番町6番8
東京都職員共済組合	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
国民年金基金連合会	東京都港区六本木六丁目1番21号

3. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当該子会社は、西武鉄道株式会社の株式に関する有価証券報告書等の記載問題に関連して損害を被ったとして、上記2を原告、当該子会社ほかを被告とする損害賠償請求訴訟の提起を受けておりました。

4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容 損害賠償請求控訴事件

(2) 損害賠償請求金額合計 211 億 8324 万 3229 円

(一審原告請求額から既払い金額を一部控除しております。)

5. 本日の判決内容要旨

当該訴訟の一審原告である各元株主による株式購入時以降平成16年(2004年)10月の虚偽記載公表までの間の株価下落分のうち、15%が一審原告らの損害であると判断されており、29 億 1909 万 7280 円の損害賠償を被告側が命じられました。

6. 判決についてのコメント

東京高等裁判所からの判決内容を精査のうえ、適切に対応してまいります。

7. 業績に与える影響

当該訴訟判決による平成27年(2015年)3月期における当社グループの業績予想への影響はございません。

8. その他

- ・当該子会社に対する同様の損害賠償請求訴訟は、他に最高裁判所において4件(146 億 6619 万 7728 円)が係争中であります。
- ・当該訴訟は平成23年(2011年)9月13日、最高裁判所より原判決破棄のうえ、東京高等裁判所に差し戻されたものであります。
- ・当該訴訟につきましては当社四半期報告書等におきましても開示しております。

以 上